

## 第1回 大分市自治基本条例検討委員会 議事録

◆ 日 時 平成20年6月24日(火) 10:00～12:00

◆ 場 所 大分市役所 8階大会議室

◆ 出席者

### 【委員】

宇野 稔、島岡 成治、高瀬 圭子、大津留 祐子、伊東 龍一、廣瀬 惇子、  
秦 政博、衛本 敏廣、香川 美智子、小原 美穂、園田 敦子、川辺 正行、  
中村 喜枝子、長野 幸子、竹内 小代美、葛西 満里子、永岡 昭代、  
古岡 孝信、竹本 和彦、近藤 忠志、後藤 成晶、廣次 忠彦、日小田 良二、  
足立 義弘、仲道 俊寿、井手口 良一、衛藤 三男、秦 忠士、小林 知典、  
小出 祐二、神矢 壽久、の各委員(計31名)

### 【事務局】

企画部次長脇 文洋、企画課課長佐藤 浩、同参事薬師寺和美、  
同主査宮下裕二、同主査甲斐章弘、同主査平松禎行 (計6名)

### 【プロジェクトチーム】

(企画課課長佐藤 浩)、(同参事薬師寺和美)、総務課法制室主任河越 隆、  
同情報公開室主査岡村吉宏、人事課主任伊地知 央、広聴広報課主任樋口文昭、  
財政課主任佐藤愛彦、市民協働推進課主幹帆秋誠悟、議会事務局議事課政策調査  
室次長岡本隆憲、選挙管理委員会事務局主査三浦憲二、監査事務局主幹宮村広幸  
(統括者・副統括者除く 計9名)

◆ 次 第

1. 開会

2. 自己紹介

3. 委員長及び副委員長選出

4. 委員長及び副委員長あいさつ

2. 議 事

(1) 大分市自治基本条例検討委員会会議の公開・非公開の決定について

(2) 大分市自治基本条例検討委員会設置要綱の概要について

(3) 自治基本条例の概略及び他都市の制定動向について

(4) 大分市自治基本条例検討委員会開催スケジュール

(5) その他

<第1回 大分市自治基本条例検討委員会>

<p>事務局</p>	<p>開会宣言。          本委員会の欠席委員紹介。          議事に先立ち、本委員会の委員長及び副委員長の選出。          （委員の了承を得て事務局腹案を提案し承認・・・委員長に大分大学経済学部教授の宇野稔委員、副委員長に大分市自治員連絡協議会会長の伊東龍一委員、同じく副委員長に大分市議会総務常任委員長の自由民主党足立義弘委員）          宇野委員長、伊東副委員長、足立副委員長あいさつ。          議事進行を宇野委員長に交替。</p>
<p>委員長</p>	<p>次第により本日の議題 1 から 4 及び 5 を確認。          議題 1 の「大分市自治基本条例検討委員会会議の公開・非公開の決定について」の事務局説明を求める。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日は第 1 回目の会議ですので、会議の公開・非公開についてご決定いただきたいと考えています。          《以下、資料に沿って説明。》          ・本会議の検討テーマが自治基本条例についてということもあり、先進他都市の状況を見ても公開している都市がほとんどのようである。          ・公開の方法・・・パターン 1、会議及び会議録を公開する方法。              パターン 2、会議のみを公開する方法。              パターン 3、会議録のみを公開する方法。          ・会議を公開する場合の留意点              ・・・傍聴者の定数、発言があったときの取扱い、会議の進行を妨げる行為があった場合の取扱い、非公開にする場合はその理由を明らかにする必要があること。          ・事務局案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則公開。</li> <li>・会議の傍聴を認める。</li> <li>・会議録をホームページなどで公開。</li> <li>・会議の傍聴定数は会場の許す範囲内とするが、他都市の例や本委員会の委員数とも照らし 20 名程度が妥当と考える。</li> <li>・傍聴者の発言は原則認めない。意見等がある場合はアンケート用紙に記入し提出。</li> <li>・傍聴者が会議の進行の妨げとなるような言動をとったときは、委員長におい警告をしたのち、なお改善がなされない場合は退室を命ずる。</li> </ul>
<p>委員長</p>	<p>まず、本委員会の公開について、会議そのものを公開するという方法でよろしいでしょうか。          （「はい。」という声有り。）          つぎに、公開とした場合の傍聴者ルールとして、傍聴者の定数には物理的な収容人員があること、さらに委員会の委員の員数との関係から、20 名程度を最大限したらどうか。 また傍聴者の発言は認めない。傍聴者が意見を言いたいときは、アンケート用紙のようなものを用意し、それに記入して意見を反映していくことでいかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>傍聴者数について、会場の許す範囲内というのは理解できるが、20 名と</p>

	<p>限度を切ることが良くわからない。関心が非常に高まり40名、50名の傍聴者あれば、その方がありがたい気がしますので、できればこれを人数制限しないで、会場の許す範囲内という規定にしていただければと思いますがいかがでしょうか。</p>
副委員長	<p>傍聴者は事前に受付をしないと、希望者を全部入れるのは会場の問題から難しいのではないですか。</p>
委員長	<p>常識的に使用できる人員というのはおのずと決まってくると思いますので、具体的に何人ということではなく、「会場で許される可能な人員」というようなアバウトなことではいかがでしょうか。（「意義なし。」の声有り。）</p> <p>では、事務局案の20人については削除し、可能な限りの人員ということで整理させていただきたいと思います。</p>
委員 事務局	<p>事務局が20名としたその根拠をお答えください。</p> <p>他都市の状況から、この検討会の規模に合わせて20名程度かというぐらいの根拠です。委員長からもお話があったように、今後の会場選定に関してはできるだけ多くの方が傍聴できるような形を配慮し検討していきたいと考えています。</p>
副委員長	<p>会議のある日をどういう形で広報しますか。</p>
委員長	<p>会議そのものを公開するので、ホームページに次回は何月何日にこういう会場で行いますというお知らせは、事務局、問題ないですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員長	<p>それに加えて何か、もっと積極的にということですか。</p>
副委員長	<p>この頃、ホームページ、ホームページ言うが、自治委員さんは大概65歳以上ですが、パソコンを駆使する方がどれだけ居るか心配しています。その辺を考えると、何か皆さんに連絡する方法を考えてほしいのです。</p>
委員長	<p>大分市民が一番目にするのは市報だと思うが、それに場所・日時を掲載してお知らせするというのはいかがでしょうか。事務局として問題点がありますか。</p>
事務局	<p>市報でお知らせする場合は、かなり前もって原稿を準備する必要があります。基本的には、今回会議をしたら次回の日程をその場でご検討いただくというふうに考えていますが、日程調整の時期からすると、市報に載せるというのは基本的に難しい。後の広報手段とすれば、可能性とすれば市報に挟み込んで各戸回覧するようなこと位しか考えられないかと思いますが、それには経費負担があるため、ここで即答はできかねます。</p>
委員長	<p>市報に載せるにしても折り込みにしても段取りがあると思うので、今日すぐ事務局にすぐその可能性求めても難しいと思います。ホームページ以外にも本会議の周知をし、そして傍聴者ができるだけ参加しやすいような段取りについては、次回までに検討させていただけないでしょうか。（「はい。」という声有り）</p> <p>その他会議の公開についてご意見ありませんか。</p> <p>（「別にありません。」「無し。」の声有り。）</p> <p>では、先ほど皆さんに賛同いただいた、人数制限無し（会場の許す範囲内）という方向で。ただ、傍聴の情報提供については少し時間いただくというまとめにさせていただきたいと思います。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは、議題の1は終了し、続いて議題2に入らせていただきます。 大分市自治基本条例検討委員会設置要綱の概要について、事務局の方から説明をお願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>大分市自治基本条例検討委員会設置要綱の概要を説明します。資料2の設置要綱をご覧ください。 《以下、資料に沿って説明。》 今事務局から説明のあった当委員会設置要綱について、何かご質問・ご意見等ありませんか。特に無いということによいでしょうか。 (「よし。」の声有り。) それでは承認いただいたということにいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続いて議題3、自治基本条例の概略、他都市の制定動向について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、資料3をご覧ください。これは自治基本条例の概略、それから他都市の制定動向についてということで、我々企画課のほうで作成したものです。自治基本条例そのものもまだあまり知られていない部分もあると思いますので、基本的なところを掲載したつもりです。 《以下、資料に沿って説明。》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1. 自治基本条例とは。</li> <li>・ 2. 自治基本条例はなぜ必要か。(3つの視点) 「社会経済情勢の変化」 「二重信託論」 「地方分権の進展」 ↓ 「市民参加と協働の基本ルール」 「市民と自治体の関係を明確化するルール」 「自主・自立のまちづくりを進めるルール」</li> <li>・ 3. 自治基本条例の制定状況。 別紙1「他の自治体における自治基本条例に関する条例の制定状況について」…人口規模の大きい都市になるほど制定しているところが少なくなっている傾向がある。 「条例の形態」 …行政基本条例タイプ、自治体政府と市民の間の権利・義務関係を中心に明確に書かれたタイプ、理念条例タイプの、大きく3つのタイプに分けられる。最近の条例の傾向は、ニセコ町スタイルの条例が多く見られる。 「共通する規定内容」 ①自治の基本理念・基本原則を明らかにしていること。 ②自治の主体である市民等の基本的な権利・責務を明らかにしていること ③住民自治を実現するための参加や協働の仕組を規定していること ④自治体運営の基本事項を定めていること ⑤最高規範的な条例として位置づけていること</li> </ul> <p>・ このうち特に③に重点をおいたものとして、市民参加条例とか市民活</p>

<p>委員長</p>	<p>動推進条例などの、自治基本条例に類する様々なタイプの条例や住民投票条例やパブリックコメント条例などの個別条例を制定する動きも見られている。</p> <p>・資料…別紙2</p> <p>自治基本条例に関する我々の情報レベルをできるだけ等しくして議論するのが良いと思いますが、事務局から自治基本条例はこのようなイメージではないか（との説明がありました）。</p> <p>それから、具体的で詳細な比較表を作っているが、これについては委員の皆さんはご自宅で目を通していただければと思います。</p> <p>ここは審議というよりも報告ということで済ませさせていただきたいがよろしいでしょうか。</p> <p>（「はい。」の声あり）</p>
<p>委員</p>	<p>少し疑問に思ったことがあります。資料3の2ページに自治基本条例というのはこういうことで作るということが図で分かり易く説明していただいているが、自治基本条例というのはルールを作るということに限定するというのを考えるのかということが1点確認です。</p> <p>この3つの、「社会情勢の変化」と「二重信託論」と「地方分権の進展」を見ると、新しい、発展していくまちづくりというよりは、まず第1の社会情勢の変化ではマイナス面がずっと上がっていて、それを個別により良くして行くという視点のまとめをしていると思う。二重信託論は、国から地方分権があってその過程での信託をどのようにルール化するかということであろうと思います。3つ目は、監視の重要度とか「取り締まる」方をずっと挙げてあるわけです。</p> <p>だから新しい発展に向かって市民がどうやっていくというルール作りではなく、どちらかというと1番はマイナスをプラスに、そして国から地方へ、3つ目は取り締まるという感覚のことを柱にルールを作るというふうにできていると私は思いました。</p> <p>自治基本条例がそういうことであればそれで全く良いと思うのですが、そうすると、新しい大分市がどうあるべきであるかという市の発展していく姿を踏まえながら市の理念・ビジョンを作っていく中で、ルールがこのようにできていくということになるので、その前のところをどういうふうにごどこで定めるか、ルール化するときにはそれはどのように関連していくのか、というようなことをご説明いただきたいのですが。</p>
<p>委員長 事務局</p>	<p>事務局は答えられる範囲でお願いします。</p> <p>別紙2の1枚目の一番下の「目的」という欄をご覧ください。この目的については、自治基本条例という名前からも想像できるように、地方自治の実現を図る、あるいは市民による自治の確立を図ることが基本的な目的です。ですから、委員がおっしゃられたような、例えばまちづくりの基本的な理念、大分市はどういったまちづくりを目指そうとしているのかということも当然この検討委員会の議論の場に載って来る項目であろうと考えています。自治基本条例は本当に色々な種類がありますが、要は地方自治を市民の身近なものにするための基本的な取り組みをしようということですので、委員さんが言われたように今後の大分市のまちづくりも当然この議論の中に出てきま</p>

	<p>すが、先程３点からご説明したのは、基本的に必要性を理解しやすいかな、ということでそういう整理をさせていただきました。まちづくりの基本理念、どういう方向に進んでいくのかというのは当然この条例の対象になるというふうに考えています。</p>
委員 長	<p>今日はとりあえず事務局の方から、(自治基本条例についての)考え方を示していただいているが、あくまでも参考としてのまとめなので「もっと別のものを盛り込んでいくほうがいい。」という議論は今後この場でなされていくのと私は期待しています。</p>
	<p>私たちは全て白紙からの議論をしていくということで、結論的にはこの自治基本条例は大分市しかないというもので全然構わないわけですので、皆様のご意見を存分に聞かせていただきながら、座長としてまとめていきたいと思っています。</p>
	<p>今日のところはあくまでも白紙から議論ということの確認でよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい。」という声あり。)</p>
事 務 局	<p>それでは、第４点目の今後のスケジュールについて、事務局からの説明をお願いします。</p> <p>それでは資料４の「大分市自治基本条例検討委員会開催スケジュール」をご覧ください。</p>
	<p>自治基本条例の検討にあたりましては、行政主導で条例案を作成するのではなく、市民・議会・行政が一体となってそれぞれの視点から大分市のまちづくりを進めて行くうえで、どのようなルールづくりが必要かというご議論をいただきたいと考えています。たたき台の無いゼロからのスタートとしています。</p>
	<p>本検討委員会の今後の開催スケジュールにつきましても本日の検討委員会での概略説明の後、次回以降どのようなすすめ方をするのかを含めてご検討いただきたいと思いますが、一応事務局のほうで簡単なスケジュール案を作成していますのでご説明します。</p>
委 員 長	<p>《以下、資料に沿って説明。》</p> <p>第２回目に勉強会をしたらどうかということです。今日は事務局から自治基本条例のひとつの整理を示していただいたわけですが、今度は(自治基本条例について)詳しい方に直接話を聞かせていただき、我々の方からも質問をさせていただくことで、委員の皆様方の情報レベルを可能な限り同じレベルに持っていったらどうだろうかということです。</p>
事 務 局	<p>事務局に尋ねますが、これは午前か午後かまだ決まっていないのですか。</p> <p>１４時を予定しています。</p>
委 員 長	<p>１４時開催ということです。大体２時間位の予定でしょうか。(「はい。」)</p> <p>２３日の午後２時から、こういう勉強会をさせていただいてよいでしょうか。(「はい。」「よし。」の声あり)</p>
委 員	<p>２３日都合が悪くて出られないんだけど、その先生のお話を後で聞かせていただくようなことはできますか。</p>
委 員 長 事 務 局	<p>先生にあらかじめ了承を取っておいていただくとありがたいのですが。講師のご了解をいただいたうえで可能であれば録音したものをご提供した</p>

委員 長	<p>いと思います。</p> <p>著作権の問題もあると思いますので、先生の了承を得た上でということにさせていただきます。</p>
副委員 長	<p>公募で出られた委員の皆さんに、経歴とか人となりとかを、お話しできましたらお願いしたいと思います。 プライバシーも大事だと思いますし、言いづらければそれ以上は言えませんが、大分市のひとつのいわゆる法律をつくるわけでありますので、もしよろしければ（お願いします。）</p>
委員 長	<p>今、委員の方からご提案ございましたが、最後の「その他」でそれをさせていただくかどうか問い掛けさせていただいき、よろしければということにさせていただきますでしょうか。 よろしいでしょうか。</p> <p>それでは23日につきましてはご了承いただきました。 後は8月下旬、11月、そして21年は1月ということですが、別に21年の1月で終わるという期限の切も無いわけですね。 さらに、継続していくのではないかと考えられます。 当面の予定としてこういう方向でどうだろうかということですね。 よろしいですか。</p>
委 員 委 員 長	<p>最終的にはいつ位までに作り上げたら。</p> <p>事務局案としてはそれは全くありません。 委員の皆さんのご意見があればそれに我々の審議が従っていくことになると思います。 当面、いつまでというようなことは全然意識していません。 存分に議論をすることが大前提で、まだふたを空けたばかりですのでそれはまだまだ決まっていなくていいでしょうか。</p>
委 員 委 員 長	<p>良いです。 賛成です。</p> <p>皆さんもそういう方向でよろしいでしょうか。</p> <p>（「はい。」という声あり。）</p>
委 員	<p>回数が何回というのは結構ですが、先程課長の話の中にたたき台なしでという言葉がありました。 そうするとこの会議の中で出たところ勝負で行くのか、それとも事前にテーマに沿った何かをご連絡いただけるのか、あるいは事前資料をいただいたうえでそれに目を通した中で議論の深まりをしていくのか、その辺が全然見えていないんですが、どうでしょう。</p>
委 員 長	<p>まず2回目はよろしいですね。（「はい。」） 3回目の8月の委員会でどういことを議論するのかということが問題になると思います。 今の状況では2回目で我々が話し合いをしなければ手ぶらでくるということになるので、進行役の私としてはやはり事務局に資料を作ってもらいたいと思います。</p> <p>その資料は大分市の自治基本条例を作っていくところ、現状はどういう状況にあるのか。 例えば、市民参加がこういう形で実現をされており、その根拠となる条例や要綱はこういうものがある。 ここについては現実的には市民参加の実態はあるが、その根拠となる条例や要綱が何も無い、などといったことを全部一覽にさせていただき、それを見て自治基本条例の制定の必要性があるとか既に全て尽くされているとか、そうしたものを事務局は大変な作業とは思いますがやっていただきたいと思います。 その資料を8月前に見せていただき、議論をしていくことはいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>是非そういう方向で取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>もうひとつ、やはり全体のスケジュールでおよそこういう風なことを議論</p>

	<p>の中身にしていくと言う見通し。今日の段階では全然見通しが無いので、我々は何をどうやっていくのかということが見えないので、主要テーマとしては大体こういうのがあり、こうしたことについて論議をしていくという大枠のスケジュールが見えてくればなお議論の深まりがあるのではないかなと思うがいかがでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>司会としては、2回目で勉強会をして情報レベルを等しくし、8月の第3回目で現状分析をさせてもらい、そこで例えば先程ご発言のあった「もう少し幅を広げて展開すべきではないか。少し制限されすぎている。」などの意見を存分に闘わせていただければと思います。その中で、論点整理がかなりできてくるのではないかな。その論点整理をしたうえで、もう一歩進んでいく中で、この次はこういう論点について議論をしようということではないかな。</p>
	<p>私としては、既定の路線があって（その次に）どうするという事は全くありません。皆さんの意見をまとめていくということですから、全く白地の気持ちです。ただ、3回目については現状分析的な資料が出てくると話しやすいと思っています。それをふまえて4回目ぐらいにひとつのポイントが出てくるのではないかなと思います。いかがでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>私の今の発言の意が通じていけば結構です。</p> <p>資料2の設置要綱第7条に、この委員会には部会を設置することができるという項があります。今後議論が始まると思いますが、部会のなかで色々なことを検討する、それを全体会にかけて意見を調整していく、それをまた部会に持って帰って議論するという事を繰り返しやっていると、恐らく問題が少しずつ見えて来て片付くのではないかなと思っています。</p>
	<p>ですから、これが条項にあるので、その辺をくんでいただいて部会を設置し、並行して審議を進めていただければと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>私としては設置要綱にあるような部会を可能な限り活用し、より審議の効率を高めていくという工夫を考えています。それは8月の審議会ですべて皆さんの発言をまとめさせていただきながら、部会を更に作っていくかどうかという判断を皆さんとともにしたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>司会者としては、皆さんにできるだけ多くの意見を出していただき、皆様方の合意を得ながら進めていきたいということです。ある意味無責任な言い方ですが、「次までにこれをしなければいけない、あれをしなければいけない。」ということは全然なく、可能な限りの民主的な手続を踏まえ、可能な限りのご意見を拝してやっていきたいと思っていますので、ご意見をいただければと思います。</p> <p>大体ご理解いただけたと思いますので、4点目につきましては良いでしょうか。（「はい。」の声あり）</p> <p>それでは、その他として先程委員から出された件について、事務局は個人情報尊重ということから本人の確認を取って公表するという判断をしたのだろうと私は推察しています。そこで先程自己紹介をいただきましたが、マイクがなくて聞こえなかった部分もありますので、繰り返しになって結構ですのでどういうご活躍をされているかということをお聞きしたらという委員の提案でございます。</p>



委 員	委員がなぜそういうことを聞くかというのは、僕も総務常任委員会の委員だったんですが、委員会でそういう声が出たので言っているんだと思います。
委 員	今おっしゃることは良く分かるのですが、公募に限らず他の方も名簿に書いてあるだけしかないではないですか。 公募の人だけが、人となり分からないのではなくて全員が分からないはずですよ。 だから公募の人に対してだけ言うのではなく、皆同じレベルにしないと不公平感が感じられませんか。
副委員長	よろしければ、ということです。 決して強制をすることではありません。 私は人間的なものでもって深く知り合えたらいいかなということでお話ただけで、その思いだけです。
委 員 長	それでは今日は先程自己紹介いただいていますので、事務局の方で名簿と所属のところに書かせていただくことが許されるかどうかということの確認を取らせていただいて、良いとなれば書かせていただくということでいかがでしょうか、公募委員の皆さん。 書く必要が無いとなれば無いで結構だと思います。 よろしいですか。
委 員	結構です。
委 員 長	5人の公募の委員さんには、そういうことで事務局の方から問い合わせさせていただきますので、よろしくお願ひします。 事務局よろしいですか。
事 務 局	はい。
委 員 長	委員の皆さんも、そういうことでまとめさせていただきたいと思います。
委 員	今日こうしてお顔を拝見すると、現役でお仕事されている委員さんたちがたくさんおられるのですが、開会時間をこういう風にウイークデイの午前とか午後とかだけで良いのでしょうか。 例えば夜間開催とか、土日開催とかいうことを皆さんからご希望があれば当然事務局としてはその準備をしたいと思います。 いかがでしょうか。
委 員 長	次回は無理を言って2時と認めていただきましたが、今後は昼間が非常に厳しいとかいうご意見もあると思います。 そのご希望が活かされるかどうかはまた皆さんにお諮りさせていただきたいと思いますので、ご希望がありましたら委員の皆さん各自事務局に連絡でもしていただいたらと思いますがいかがでしょうか。
	それでは、その他ございませんようでしたら司会をおろさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。
	(「はい。」の声あり)
事 務 局	ありがとうございました。 それでは事務局お願ひします。
	宇野委員長さん、ありがとうございました。 次回は7月23日を予定しています。 今のところ午後2時からの予定ですが、講師のご都合もあると思いますので改めてまた後日ご連絡をさせていただきます。
	それではこれで本日の検討委員会を終了させていただきます。